



平成27年5月28日

各 位

会 社 名 エイペックス・グループ・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 松浦 勝人
(コード番号：7860 東証第1部)
問 い 合 わ せ 先 代表取締役 CFO 竹内 成和
TEL 03-5545-9200

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月19日開催予定の第28期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの事業展開の多様化を考慮して、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加し、併せて所要の変更をするものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第32条第2項及び第42条第2項の一部を変更するものです。
なお、第32条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること (1)～(32) (省略) 【新設】 (33) 前(1)から(32)の各事業を営む企業に対する投資 (34) 前(1)から(32)に附帯する一切の業務 2. 前号(1)から(32)の各事業を自ら行うこと 3. 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること (1)～(32) (現行どおり) (33) 各種研修、講習会、スクール等の企画、運営 (34) 前(1)から(33)の各事業を営む企業に対する投資 (35) 前(1)から(34)に附帯する一切の業務 2. 前号(1)から(33)の各事業を自ら行うこと 3. 前各号に付帯する一切の業務
(取締役の責任免除) 第32条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第42条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第42条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年 6月19日(金)
定款変更の効力発生日 平成27年 6月19日(金)

以 上